

【総社市】排水設備工事におけるお願い

- ・申請書は審査に必要な日数に余裕をもって提出すること
(通常申請書提出から許可が下りるまで二週間程度)
- ・排水管の勾配は2%を基本として設計・施工をすること。
(許容されるのは1%~2%の間、2%を超えないようにすること)
- ・排水主管において埋設部の継手曲管を用いて高さを調整することは不可。段差付きの桝やドロップ桝を使用すること。
- ・雑排水はトラップ桝(内径30cmのため桝)で受けること。
(小口径のインバートトラップは使用不可)
- ・トイレの汚水と手洗いの雑排水を建屋内で合流させて排水するのは不可。
- ・起点の桝の深さ30cmで設計し、排水管の土被りは原則として20cm以上とすること。
- ・台所排水は必ずかご付きのクリーン桝で受けること。
- ・屋外立水栓やガーデンパンの排水は雨水系統へ接続すること。
(どうしても下水に流したい場合は、雨水が下水へ流入しないように屋根と囲いの設置が必要になる。)
- ・雨水の排出先については地域応援課で確認すること。
- ・給湯器のドレン排水は雨水系統でも下水系統でもどちらでも接続可能。
(下水へ接続する場合は雑排水としてトラップ桝で受け、ドレンの受け口から雨水が流入しないように、なるべく建物側へ寄せたり、カバーをする等して対策すること。)
- ・管底までの深さが80cmを超える部分の小口径桝は内径20cmの桝を使用すること。
- ・許可図面から施工内容に大幅な変更があった場合は、図面を再提出し再協議すること。
- ・工事完了後は速やかに完工書類を提出すること。